国際出願番号

.....頁

第VI欄　照合欄

この国際予備審査請求書には、国際予備審査のために、第IV欄に記載する言語による下記の書類が添付されている。

国際予備審査機関記入欄			
		受領	未受領
1. 国際出願の翻訳文	枚	☐	☐
2. 特許協力条約第３４条の規定に基づく補正書	枚	☐	☐
3. 特許協力条約第１９条の規定に基づく補正書（又は、要求された場合は翻訳文）の写し	枚	☐	☐
4. 特許協力条約第１９条の規定に基づく説明書（又は、要求された場合は翻訳文）の写し	枚	☐	☐
5. 書簡	枚	☐	☐
6. その他（*書類名を具体的に記載*）：	枚	☐	☐

この国際予備審査請求書には、さらに下記の書類が添付されている。

1. ☐ 手数料計算用紙
   ☐ 納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面
   ☐ 国際事務局の口座へ振込を証明する書面
2. ☐ 個別の委任状の原本
3. ☐ 包括委任状の原本
4. ☐ 包括委任状の写し（あれば包括委任状番号）：
5. ☐ 記名押印（署名）の欠落についての説明書
6. ☐ 配列表を記録した磁気ディスク
7. ☐ その他（*書類名を具体的に記載*）：

第VII欄　出願人、代理人又は共通の代表者の記名押印

各人の氏名（名称）を記載し、その次に押印する。

国際予備審査機関記入欄

1. 国際予備審査請求書の実際の受理の日

2. 規則 60.1(b)の規定による国際予備審査請求書の受理の日の訂正後の日付

3. ☐ 優先日から１９月を経過後の国際予備審査請求書の受理。ただし、以下の 4, 5 の項目には当てはまらない。
   ☐ 出願人に通知した。
4. ☐ 規則80.5により延長が認められている優先日から１９月の期間内の国際予備審査請求書の受理
5. ☐ 優先日から１９月を経過後の国際予備審査請求書の受理であるが規則82により認められる。
6. ☐ 規則 54 の 2.1(a)の期限の経過後の国際予備審査請求書の受理。ただし、以下の 7,8 の項目に当てはまらない。
7. ☐ 規則 80.5 により延長が認められている規則 54 の 2.1(a)の期限内の国際予備審査請求書の受理。
8. ☐ 規則 54 の 2.1(a)の期間の経過後の国際予備審査請求書の受理であるが規則 82 により認められる。

国際事務局記入欄

国際予備審査請求書の国際予備審査機関からの受領の日：